

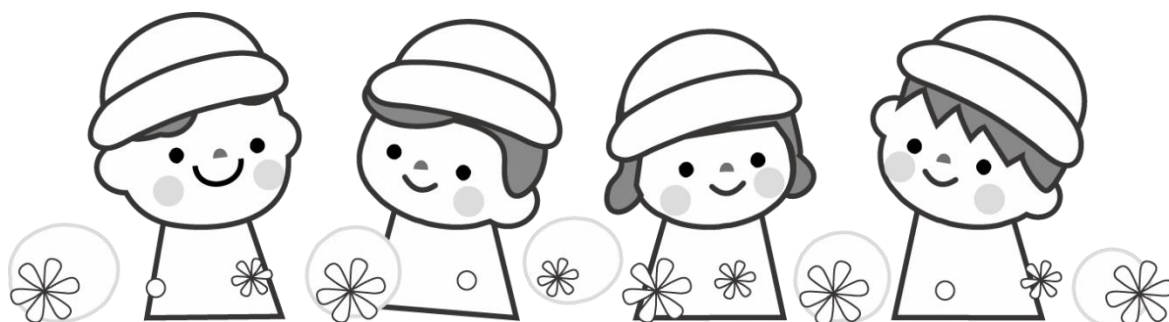
令和 8 年度

保育所 入所申込みのご案内

目 次

1	入所の資格	1
2	保育年齢と瀬戸市の保育士配置基準	2
3	入所申込手続き	2
4	入所後の手続き等	4
5	瀬戸市保育園一覧	5
6	利用者負担額（保育料）及び給食費について	7
7	その他の子育て支援事業	8
8	企業主導型保育施設	9
9	認可外保育施設	9
10	瀬戸市保育所入所選考基準指数表	10

※申込後の退職や申込後の就労時間変更、育児休業の復帰をせずに転職した場合など申請内容と入所時の状況が異なる場合は、入所決定を取り消します。また、入所後に発覚した場合は次月退所となります。取消後・退所後に入所希望の場合は改めてお申し込みが必要です。
※申込時の申請内容を入所後 3 か月以上継続していることが必要です。



* 保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設です *

保育所は、保護者の就労等の理由により、家庭で保育のできない乳幼児を保護者の希望で保育するところです。

瀬戸市では、保育所保育指針に基づいた保育目標のもと、子どもにとって「楽しい保育所」、保護者にとっては「安心できる保育所」を目指しています。

お問い合わせ先

瀬戸市役所保育課

電話（０５６１）８８－２６３０

〒４８９－８７０１ 瀬戸市追分町６４番地の１



1 入所の資格

保育所に入所できるのは、次の条件を全て満たす場合です。

- ・ 瀬戸市民である。（入所月の前月末日までに転入していること。）
- ・ 保育利用時に生後8週を超えている児童。
- ・ すべての保護者（父母等）が下の表に掲げる入所基準に該当する。

入所基準	具体的な保育が必要な理由	入所の資格を証明する書類
1 就 労	月60時間以上（休憩時間及び残業時間除く）の労働を常態としている。	就労証明書と以下に該当する書類 ・ 就労予定：就労誓約書 ・ 産後復帰：母子健康手帳 ・ 親族経営先での勤務：最新の源泉徴収票、雇用契約書（就労予定の場合） ・ 自営（中心者）又は農林業：最新の確定申告書（第一表・第二表）又は新規開業の場合は直近3カ月間の勤務実態が分かる書類及び開業届 ・ 自営（協力者）：最新の確定申告書（第二表の専従者給与がわかる部分）又は青色申告専従者給与に関する届出書及び最新の源泉徴収票
2 妊 娠・出 産	出産予定日8週間（多胎妊娠時は14週間）の日から出産日後8週経過日までの期間内。	母子健康手帳
3 疾 病・障がい等	疾病、負傷中。 精神又は身体に障がい有する。	保育の必要性が分かる医師の診断書（「家庭での保育困難」などの記載）、身体障害者手帳・療育手帳等（※1）
4 介 護	病人又は障害者を昼間の時間帯（原則平日）に月60時間以上介護している。 *被介護者が施設等に通所している場合は、入所条件を満たしていない場合があるため、事前にご相談ください。	常時介護が必要と分かる医師の診断書、介護保険被保険者証・身体障害者手帳・療育手帳等（※2） *障害者（児）の通学等の付き添いの場合は学校長等の証明書
5 災 害 復 旧	自宅や近隣地域内の災害復旧をしている。	罹災証明書
6 就 学	学校教育法に定める学校や職業訓練施設等に月60時間以上（休憩時間除く）就学している。	学生証、時間割
7 求 職 活 動	就労の意思があり、求職活動中である。	求職活動誓約書兼申告書 ※入所後、2か月以内に就労証明書（上記「就労」の入所基準を満たしていること）を提出

※1）身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級の場合は手帳のコピーのみで可

※2）体幹機能障害1・2級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級、介護保険要介護4・5級の場合は手帳や介護保険被保険者証のコピーのみで可

*4月1日現在で3歳以上の児童は、保護者が育児休業法に基づく育児休業中であっても、入所可能です。

*保育時間については、就労証明に記載されている就労時間に送迎時間を加味した時間を保育必要時間と判断します。

また、育児休業中、求職活動中、内職、夜間就労を理由に入所される場合は、短時間保育となります。

*祖父母（65歳以下）と同居の場合は、祖父母の「入所の資格を証明する書類」等を求める場合があります。

*上記に記載のない証明書類等の提出が必要になる場合もあります。（離婚調停中の方は事前に別途ご相談ください。）

*就労状況（予定）確認のため、提出書類について就労先へ確認することがあります。

***提出書類に虚偽がある場合、入所決定を取り消します。年度途中でも書類に虚偽が発覚した場合は退所となります。**

2 保育年齢と瀬戸市の保育士配置基準

保育年齢	児童の年齢	生年月日	最長保育実施希望期間	保育士配置基準
年長	5 歳児	R2. 4. 2～R3. 4. 1	R9. 3. 31	園児おおむね 30 人に保育士 1 人
年中	4 歳児	R3. 4. 2～R4. 4. 1	R10. 3. 31	
年少	3 歳児	R4. 4. 2～R5. 4. 1	R11. 3. 31	園児おおむね 20 人に保育士 1 人
2 歳	2 歳児	R5. 4. 2～R6. 4. 1	R12. 3. 31	園児 6 人に保育士 1 人
1 歳	1 歳児	R6. 4. 2～R7. 4. 1	R13. 3. 31	園児おおむね 5 人に保育士 1 人
0 歳	0 歳児	R7. 4. 2～R8. 4. 1	R14. 3. 31	園児 3 人に保育士 1 人
		R8. 4. 2～R9. 4. 1	R15. 3. 31	

3 入所申込手続き

① 申込時期 ※受付時に児童の面接を行いますので、必ず児童と一緒に来てください。

《新年度（4 月）入所を希望の方》 ※5 月・6 月の育児休業復帰者もお申し込みください。

案内配布：10 月初旬に保育園、市役所等で配布（広報せと 10 月号及び瀬戸市 HP で案内）

申込時期：11 月初旬から中旬までの指定日に各保育園又は市役所で受付

入所決定：2 月中旬予定（決定通知を郵送）

《年度途中（4 月以外）入所を希望の方》 ※5 月以降に就労及び就学開始する方はこちらです。

申込期限：入所希望月（ならし保育含む）の前月 10 日（10 日が休日の場合、直前の開庁日）

※育児休業法に基づく育児休業又は産後休業復帰後の入所希望者は、復帰月の 3 か月前から入所できるかどうかの判断ができます。

② 入所日

入所日は原則毎月 1 日です。

産後休業復帰者の入所日は、産後 8 週が経過した日です。

育児休業復帰者の入所日は、下記から選択できます。

- ・復帰する月の 1 日から復帰日までのいずれかの日
- ・復帰日の最大 2 週間前から復帰日までのいずれかの日（年度をまたぐ入所は不可）

※ならし保育は保育園により期間や時間等が異なりますので、事前に必ず保育園にご確認ください。特に入所当

初から標準時間・延長時間での利用が必要な場合は、早めにご相談ください。

※就労予定、就学予定の方も開始日の最大 2 週間前からならし保育を利用できます。

ならし保育開始日から利用者負担額（保育料）が発生します。

③ 必要書類等

☐施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（児童 1 人につき 1 枚）

☐保育所入所申込書（児童 1 人につき 1 枚）

☐入所の資格を証明する書類（1 ページのとおり）

☐保育必要時間申請書（標準時間・延長時間の利用を希望する方のみ必要）

☐マイナンバーのわかるもの（世帯員分）

☐書類を持参する方の本人確認書類（免許証等）

☐身体障害者手帳、療育手帳等（同一世帯で所持者がいる場合のみ）

☐児童扶養手当を受給していることがわかるもの又は戸籍謄本（未転入でひとり親世帯の場合のみ）

☐事件係属証明書の写し、裁判所からの呼出状等（離婚調停中の場合のみ）

☐措置決定通知書（里親世帯の場合のみ）

☐申込児童の母子健康手帳の写し（申込児童が未出生の場合のみ）

④ 入所審査

「瀬戸市保育所入所選考基準指数表」（１０ページ）により指数化し、選考を行います。

※ただし在園児が継続して入所する場合は優先となります。

⑤ 決定

入所審査後、決定・保留にかかわらず支給認定証を発行します。

《入所決定となった場合》

入所承諾通知書又は利用調整結果通知書を送付します。

※転入予定で申込された方は、転入手続きが完了した時点で決定通知書をお渡しします。

※０～２歳児については、入所までの間に医師の診断を受け、集団保育ができることがわかるものを保育園に提出してください（様式は問いません）。

※入所を辞退する場合は、届出が必要です。必ず入所予定月の前月末までに届け出てください。入所月以降に辞退した場合は、保育園の利用状況に関わらず保育料及び給食費を請求します。

※申込み後に入所日の変更をしたい場合は、必ず入所月の前月末までに市役所保育課までお越しください。

※申込後の退職や申込後の就労時間変更、育児休業の復帰をせずに転職した場合など申込時と入所時の状況が異なり、入所選考基準指数に差異がある場合は、入所決定を取り消します。また、入所後に発覚した場合は次月退所となります。取消後・退所後に入所希望の場合は改めてお申し込みが必要です。

※申込時の申請内容を入所後３か月以上継続していることが必要です。

《保留になった場合》

入所待機となり、年度内で入所が決定になった場合のみ連絡します。

□■食物アレルギー児給食

医師の指示に基づき、家庭で食事制限を行っている児童が対象です。

給食は一般献立から、卵・牛乳等のアレルゲンとなる食品を除去したものを提供します。

希望される方は入所決定後、「食物アレルギー児給食実施申込書」及び医師による「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出していただきます。「アレルギー疾患生活管理指導表」は経過を観察するため、１年ごとに提出となります。なお、実施を解除する際は「食物アレルギー児給食解除申込書」を提出してください。

※集団給食での実施となる為、保育園で対応の範囲が多少異なります。詳しくは各保育園へお問い合わせください。

□■障がいのある児童について

集団保育になじむことのできる年少以上の児童を対象に保育を行います。ただし、各園の状況により保育体制が整うまで待機をお願いする場合があります。

※対象の保育園は、瀬戸市保育園一覧（P5.6）の備考欄をご確認ください。

□■両親のどちらかが保育が必要な理由に該当しない日の保育について

《平日》

年少以上の児童は短時間保育となります。０～２歳児はご家庭でお過ごしください。

《土曜》

ご家庭でお過ごしください。両親ともに土曜日に勤務されている方のみ利用可能になります。

□■休日保育（アスク新瀬戸保育園・東保育園）について

下記のいずれの条件も満たしている場合、休日に保育します。 ※事前に保育課で登録が必要です。

- ・市内の認可保育所に入園している集団保育が可能な児童
- ・在籍園でのならし保育が終了している児童
- ・生後４か月を超えている児童
- ・保護者のいずれも就労が理由で恒常的に休日に児童を保育できないと認められる場合

4 入所後の手続き等

変更の届けについて

次の場合は届出が必要です。※申込中の方も必要です。

- ・住所が変わったとき
- ・同居の家族が変わったとき（結婚、離婚、別居、同居など）
- ・保護者の就労等の状況が変わったとき
- ・保育時間を変更したいとき（育児休業中・求職活動中・内職・夜間就労の入所は、短時間保育）

※保育が必要な事由や保育時間の区分が変更となる場合は、事前に届け出る必要があります。

毎月25日頃を締切日とし、翌月から認定と利用者負担額（保育料）及び給食費を変更します。

※保育時間については各園によって、時間区分の設定が異なりますのでご注意ください。

保育が必要な理由の確認について

入所後も、保育が必要な理由を満たしているか調査します。

また、園によっては保育体制を整えるため、シフト表等就労時間の確認ができる書類の提出をお願いすることがあります。

利用者負担額（保育料）等の支払いについて

毎月10日（休日の場合、直後の平日）が納付期限です。利用者負担額等の納付方法は、原則、口座振替をお願いしています。

利用者負担額及び給食費を滞納した場合、児童手当法第21条の規定により、児童手当支給額から未納分の支払いに充てることがあります。また、子ども・子育て支援法附則第6条第7項等の規定で、地方税の滞納処分の例により、勤務先への財産調査、差し押さえなどを実施することがあります。

転園について

保育実施期間中に他の保育園へ変わりたい場合は、新規申込と同様の手续が必要です。

4月からの転園を申し込んだ場合、現在の保育園で継続入所する権利はなくなります。

転園希望先の保育園の定員に空きができて、その保育園を入所待機している児童がいる場合などは、ご希望に応じることができません。また、保育士の配置は定員や入所状況で決めています。転園が頻繁になると安定した保育園運営に支障が出ますので、転居や転勤等やむをえない事情を除き、年度途中での転園はご遠慮ください。

退所について

次のいずれかに該当する場合は、退所となります。

- ・「入所の資格」（1ページ）を満たさなくなり、家庭で保育が可能になった場合（退職した場合など）
- ・育児休業を取得した場合（4月1日現在で2歳以上の児童は、継続入所が可能）
- ・市外に転出した場合（瀬戸市に住民票がある日までは在園可能）
- ・申込時の申請内容を入所後3か月以上継続していない場合

退所届は、必ず退所の前月末までに各保育園にご提出ください。

退所する月以降に届け出た場合は、保育園の利用状況にかかわらず利用者負担額（保育料）及び給食費を請求します。

※保育実施期間であっても、長期間欠席する時や必要な書類を提出しない時、虚偽の申請を行った時は、保育園を退所となる場合があります。

6 利用者負担額（保育料）及び給食費について

* 年齢は、令和 8 年 4 月 1 日現在の満年齢です。
* 利用者負担額及び給食費は原則、月額制です。

利用者負担額（保育料）表について

- ・ 3 歳児から 5 歳児については、無料です。
- ・ 0 歳児から 2 歳児については以下の表のとおりです。

入所児童に属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額） 円	
			短時間	標準時間
A	生活保護法による非保護世帯の階層区分		0	0
B2	市町村民税所得割の額の区分が次に該当する世帯	非課税（所得割・均等割）	0	0
C2		48,600円未満	8,500	9,000
D2		55,000円未満	10,500	11,000
D4		57,700円未満	11,000	12,000
D6		61,000円未満	11,000	12,000
D8		77,101円未満	15,000	16,000
D9		79,000円未満	15,000	16,000
D10		85,000円未満	19,000	20,000
D11		97,000円未満	22,000	24,000
D12		145,000円未満	25,000	27,000
D13	太枠内の階層（B2～D8）に該当するひとり親世帯等については右記の「ひとり親世帯等利用者負担額表」の額となります。（D9～D19階層はひとり親世帯等の減免はありません。）	157,000円未満	30,000	32,000
D14		169,000円未満	35,000	37,000
D15		185,000円未満	41,000	43,000
D16		209,000円未満	46,000	48,000
D17		227,000円未満	49,000	51,000
D18		301,000円未満	52,000	54,000
D19		301,000円以上	52,000	54,000

※ひとり親世帯等 利用者負担額表		
入所児童に属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額） 円
		短時間 標準時間
B1	非課税（所得割・均等割）	0 0
C1	48,600円未満	4,250 4,500
D1	55,000円未満	
D3	57,700円未満	
D5	61,000円未満	
D7	77,101円未満	

※「ひとり親世帯等」とは以下の世帯をいいます。
・ 母子、父子家庭世帯
・ 在宅障がい者のいる世帯
・ 生活保護法に定める要保護者等世帯
* 障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方と特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している方です。
* B1階層には税額問わず里親世帯も含まれます。

<備考>

- 1 利用者負担額の算定は、入所する児童の扶養義務者（父・母以外に祖父母等を含む場合もあり）の課税額の合計で行います。
- 2 所得割額は住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除等を差し引く前の額とします。
- 3 標準時間保育と短時間保育で利用者負担額が区分されます。
 - ・ 短時間保育：8時から16時の8時間保育を必要とする場合（ひかりみつる保育園は8時30分から16時30分まで）
 - ・ 標準時間保育：原則7時15分から18時15分までの最大11時間の保育を必要とする場合
 - ・ 延長保育：18時16分から19時15分までに保育を必要とする場合 ※延長保育料は徴収しません。
- 4 市町村民税の額は、調整控除を除く税額控除を適用しない額とします。
※指定都市で算定された市町村民税の額については、税率が異なるため、瀬戸市の税率で市町村民税所得割を算定します。
- 5 保育園・幼稚園等に入所している兄又は姉がいる場合は、その兄又は姉も対象人数に含めて
 - ・ 2人目が保育園に入所している場合は、その児童の利用者負担額を半額
 - ・ 3人目が保育園に入所している場合は、その児童の利用者負担額を無料とします。
- 6 兄又は姉が1人いる場合は、
 - ・ C2～D4 階層に該当するとき半額
 - ・ ひとり親世帯等かつC1～D7 階層に該当するとき無料とします。
- 7 兄又は姉が1人いる場合は、（兄姉が18歳の年度末までに限る）
 - ・ C2～D11 階層に該当するとき無料
 - ・ D12～D18 階層に該当するとき半額とします。
- 8 兄又は姉が2人以上いる場合は、
 - ・ C1～D4 階層に該当するとき無料
 - ・ D5～D11 階層に該当するとき無料（兄姉が18歳の年度末までに限る）
 - ・ D12～D19 階層に該当するとき半額（兄姉が18歳の年度末までに限る）とします。

給食費（主食費及び副食費）について

- ・ 3 歳児から 5 歳児については、主食費（ごはん代）と副食費（おかず・おやつ代）をお支払いいただきます。

金額については、5～6 ページの「5 瀬戸市保育園一覧」をご参照ください。

- (1) 市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯
- (2) 市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯（ひとり親世帯等に該当する場合のみ）
- (3) 入所児童が 3 人目以降（第 1・2 子のカウントは 5 歳児まで）
- (4) 里親世帯

のいずれかに該当する場合は副食費の支払いが免除されます。

- ・ 0 歳児から 2 歳児については、保育料に含まれているため、別途お支払いいただく必要はありません。

7 その他の子育て支援事業

一時保育

* 詳しくはホームページ又は保育課（0561-88-2630）までご連絡ください。

緊急一時保育

保護者又は家族の病気等、突発的なやむをえない事由により、緊急かつ一時的に家庭での保育が困難となる場合に、児童を保育します。

対 象：利用時に生後6か月を超えている未就園児

実施園：幡山保育園（4月1日時点で3歳未満の児童）、定員に余裕のある公立保育園（年少以上）

一時保育

保護者の冠婚葬祭、引っ越し、リフレッシュなど、理由を問わず、一時的（1か月3日以内）に児童を保育します。

対 象：生後6か月を超えており、4月1日時点で3歳未満の未就園児

実施園：幡山保育園

非定型保育

保護者の労働（外勤）により、週3日（曜日を指定）を限度として、断続的に家庭での保育が困難となる児童を保育します。

対 象：4月1日時点で満3歳以上の未就園児

実施園：定員に余裕のある公立保育園

乳児等通園支援事業（予定）（通称：こども誰でも通園制度）※令和8年4月より

全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月10時間まで保育所等へ通園することができる制度です。

対 象：生後6か月を超えており、3歳未満の未就園児 料金：300円/1時間

実施園：ひかりみつる保育園（予定） * 詳しくは後日ホームページにてご案内する予定です。

瀬戸市ファミリーサポートセンター（せとっ子ファミリー交流館内）

子育てのお手伝いを依頼したい方（依頼会員）と子育てのお手伝いができる方（援助会員）が会員となり、お互いに助け合いながら活動する組織です。

※会員登録には、講習を受けていただく必要があります（事前予約が必要）。

保育園の送迎、開始時間前及び終了後の預かりなど

対 象：生後57日～小学校6年生までの児童

利用料金：子ども1人につき1時間700円（平日7：00～19：00）

800円（上記以外の時間、土・日・祝日、年末年始）

送迎時は、別途交通費が必要となります。

※詳しくはファミリーサポートセンター（0561-97-2525）までご連絡ください。

病児保育（瀬戸市病児保育施設おひさま）

対 象：生後6か月から小学校3年生の児童（事前登録要）

開設日時：月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く）午前8時30分から午後7時まで

場 所：瀬戸市西追分町160番地の2（公立陶生病院敷地内 薬局棟2階）

定 員：1日6人以内

利 用 料：1日1人あたり3,000円

※利用にあたってはホームページから事前登録（電子申請）が必要です

詳しくは、ホームページ又はこども未来課（0561-88-2637）までご連絡ください。



子ども・若者相談（こども若者家庭センター 子ども・若者係/子育て総合支援センター）

- ☆公園や遊び場・保育園・幼稚園・学校・学童のことが知りたい。
- ☆子どもとのかかわり方がわからない。
- ☆子育てを頑張っているけれど、うまくいかない。
- ☆子育てについて家族の理解が得られない。
- ☆子どもの成長、発達が気になる。 など



子育てをされていて悩むこと、戸惑うこと、心配なこと、どんなことでも子育ての相談員がお話をうかがいます。子育てを支えるサービスの案内や子育て情報の提供も行いますので、お気軽にご連絡ください。

対象：妊婦さん・0歳～概ね30歳代までの子ども及び若者とその家族

●こども若者家庭センター 子ども・若者係

場所：パルティセと3階

開設日：9：15～18：00 月～金、第1日曜日、第3土曜日（祝日、12/28～1/4はお休み）

TEL：0561（88）2636/0561（82）1990 FAX：0561（97）1172

Eメール：kowaka@city.seto.lg.jp

●子育て総合支援センター

場所：瀬戸市役所2階こども未来課

開設日：8：30～17：15 月～金（土日祝・年末年始はお休み）

TEL：0561（88）2637 FAX：0561（88）2633

Eメール：sukusuku@city.seto.lg.jp

※メールのお返事は時間をいただく場合があります。返信が受信できるように、受信設定をご確認ください。

8 企業主導型保育施設

詳しくは各施設へお問い合わせください。

名称	所在地	設置者	電話	開所時間
あかつきキッズランド	暁町 3-134	富士特殊紙業(株)	0561-57-0151	7：30～18：00
すくすくキッズ	紺屋田町 93-17	社会福祉法人 樹の里	0561-89-7211	8：45～17：15
ロジキッズ瀬戸	山の田町 43-436	ホンダロジコム(株)	0568-54-8801 ホンダロジコム(株)	8：00～18：30

※上記の園は0～2歳児が対象の保育施設です。

※利用料金は月額制のみです。

9 認可外保育施設

詳しくは施設へお問い合わせください。

名称	所在地	設置者	電話	開所時間
せと野外保育所もりのね ～こどもとツクルようちえん～	松原町2丁目8番地 瀬戸民間教育センター 「ヴェルデ」内	もりのね	090-2683-8990 (代表 井上)	9：15～14：30
保育室ほっとミルク	瀬戸口町2番地 瀬戸口南ビル1階	(株)ホットスタッフ	0561-76-5771	7：30～19：00

※せと野外保育所もりのねは3歳～5歳児、保育室ほっとミルクは0～2歳児が対象の保育施設です。